

令和2年4月13日

お客様各位

田島大士税理士事務所 **TAJIMA TAX ACCOUNTANT OFFICE**

〒450-0002 愛知県名古屋市東区中村区名駅5-4-14 花車ビル北館2階

TEL : 052-588-2619 FAX : 052-588-2741 E-Mail : info@tajima-tax.net

緊急事態宣言の発令に伴う臨時休業のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のことと、お慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、既報の通り、愛知県知事より緊急事態宣言が発令されました。

つきましては、愛知県に事業所を有する弊社におきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面下記の期間を臨時休業させて頂くことと致しました。

記

令和2年4月14日（火）～ 令和2年5月6日（水）

以上

メールによる問い合わせに関しましては、休業期間中も受け付けておりますので、順次ご対応をさせていただきます。お客様には大変ご迷惑をおかけ致しますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具